

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………一
 - 東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………二
 - 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………二
 - 東京都建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………二
 - 東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………二
 - 東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局総務部環境政策課）……………五
- ### 訓令
- 東京都建築指導事務所に勤務する建築主事の確認事務等に関する規程の一部改正……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………五
- ### 告示
- 不健全図書類の指定……………（都民安全推進本部総合推進部若年支援課）……………五
 - 公共測量の実施（三件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………五
 - 昭和四十六年東京都告示第千三百二十四の二号（建築基準法の規定に基づく所轄区域を所管する建築主事の指定）の一部改正……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………六

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………（住宅政策本部住宅企画部不動産課）……………六
- 宅地建物取引業法による行政処分……………（同）……………六
- 母子保健法施行規則による指定養育医療機関の変更……………（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）……………六
- 漁業法による遊漁規則の変更認可……………（産業労働局農林水産部水産課）……………七

公告

- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………八
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………（同）……………八
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………九
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………（下水道局）……………九
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（同）……………一〇

規則

東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六号

東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則

東京都景観条例施行規則（平成十九年東京都規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一法第十六条第一項第一号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の部建築基準法の項中「第六十八條の二十六第三項」を「第六十八條の二十五第三項」に改め、同部長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の項中「第三項」を「第五項」に改める。

附則

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。ただし、別表第一法第十六条第一項第一号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の部建築基準法の項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則(昭和四十六年東京都規則第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第一号イ中「取消しを必要とする建築物」の下に「、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十八条第一項の規定による許可を必要とする建築物」を加える。

第四十号中「平成二十年法律第八十七号。」を削る。

第四十一号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

附則

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八号

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和五十三年東京都規則第五百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十一号中「第三項」を「第五項」に改め、「申請」の下に「又は第十八条第一項に規定する許可の申請」を加える。

附則

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。

東京都建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九号

東京都建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成十四年東京都規則第二百号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第三条」を「第六条」に改める。

別記様式表面中「四」を削り、同様式裏面中「第五」を「第六」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十号

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成二十一年東京都規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、規則第十八条第一項又は第十一条の二若しくは第十三条の二第一項の規定により、知事に提出する申請書又は届出書は、当該申請又は届出に係る住宅の敷地の所在地を管轄する東京都建築指導事務所長又は支庁長を経由しなければならぬ。

第六条の次に次の一条を加える。

(容積率の特例の許可の申請に係る添付書類)

第六条の二 規則第十八条第一項の規定により知事が定める図書又は書面は、別表に掲げる図書、理由書及び認定通知書（変更認定を受けた者は、認定通知書及び変更認定通知書）の写しその他知事が必要と認める書類とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(許可申請の取下げ)

第十一条の二 規則第十八条第一項の規定により許可を申請した者は、知事が許可をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、許可申請取下げ届（別記第二号様式の二）により知事に届け出なければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 法第十八条第一項の規定による許可を受けた住宅の工事を取りやめようとする者は、工事取りやめ届（別記第六号様式の二）により、許可通知書を添えて、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により添付した許可通知書は、届出を受理した日から七日以内に、届出をした者に返還するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第六条の二関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員

別記第二号様式の次に次の様式を加える。

各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
二面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
二面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ

第2号様式の2（第11条の2関係）

許可申請取下げ届 年 月 日

東京都知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

下記の申請を取り下げたいので、東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第11条の2第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請書提出年月日及び受付番号
年 月 日 第 号

2 敷地の地名地番

3 取下げの理由

	都	建設指導事務所	支庁
※受付欄			

（注意） ※印のある欄は、記入しないでください。

（日本産業規格A列4番）

別記第六号様式の次に次の様式を加える。

第6号様式の2（第13条の2関係）

工事取りやめ届 年 月 日

東京都知事 殿

建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主の氏名又は名称

下記の工事を取りやめたいので、東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第13条の2第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 許可の年月日・番号
年 月 日 許可第 号

2 敷地の地名地番

3 建築物等の用途

4 取りやめの内容

	許可面積	取りやめ面積
建築面積	㎡	㎡
延べ面積	㎡	㎡

5 取りやめの理由

	都	建設指導事務所	支庁
※受付欄			

（注意） ※印のある欄は、記入しないでください。

（日本産業規格A列4番）

附則

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十一号

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

東京都環境影響評価条例施行規則（昭和五十六年東京都規則第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一号中「第九条第十六項」を「第九条第十七項」に改める。

別表第八 九の部(二)の項中「第二十五条の十一第二項」を「第二十五条の二十三第二項」に改め、同表十三の部中(四)の項から(七)の項までを(五)の項から(八)の項までとし、(三)の項の次に次のように加える。

(四) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十八条

第一項の規定に基づく許可の申請

別表第八 十四の部中(五)の項を(六)の項とし、(四)の項を(五)の項とし、(三)の項の次に次のように加える。

(四) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく許可の申請

請

附則

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。ただし、第五十一条第一号及び別表第八 九の部(二)の項の改正規定は、公布の日から施行する。

訓令

●東京都訓令第二号

都市整備局
建築指導事務所

東京都建築指導事務所に勤務する建築主事の確認事務等に関する規程（昭和四十六年東京都訓令甲第百四十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小池 百合子

第一条第一号中「取消しを必要とする建築物」の下に「、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十八条第一項の規定による許可を必要とする建築物」を加える。

附則

この訓令は、令和四年二月二十日から施行する。

告示

●東京都告示第七十二号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三三三	書籍	Dr a p C O M I C S D X N o . 1 7	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
9		双子×征服 株式会社コアマガジン	青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

●東京都告示第七十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、

同条第三項の規定により告示する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 武蔵野市
- 二 測量の種類 公共測量(道路管理)
- 三 測量の区域 武蔵野市地内
- 四 測量の期間 令和三年十一月一日から令和四年二月十八日まで

●東京都告示第七十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(地図編集)
- 三 測量の区域 八王子市地内
- 四 測量の期間 令和三年十月十五日から令和四年二月十八日まで

●東京都告示第七十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、三鷹市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小池 百合子

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 三鷹市
- 二 測量の種類 公共測量(数値撮影デジタル)
- 三 測量の区域 三鷹市地内
- 四 測量の期間 令和三年十一月十九日から令和四年二月二十八日まで

●東京都告示第七十六号

昭和四十六年東京都告示第千三百二十四の二号(建築基準法の規定に基づく所轄区域を所管する建築主事の指定)の一部を次のように改正する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小池 百合子

第一号中「取消を必要とする建築物」の下に、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十八条第一項の規定による許可を必要とする建築物」を加える。

附則

この告示は、令和四年二月二十日から施行する。

●東京都告示第七十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和四年二月十八日

東京都知事 小池 百合子

一日時 令和四年三月十六日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社調布銘木
- (二) 代表者氏名 代表取締役 森 洸
- (三) 主たる事務所の所在地 調布市八雲台二丁目十二番地二
- (四) 免許証番号 東京都知事(4)第八六五五六号
- (五) 免許年月日 令和三年十月六日

●東京都告示第七十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 被処分者
 - (一) 商号 株式会社山翔
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 嶺 八十一
 - (三) 主たる事務所の所在地 千代田区神田三崎町二丁目十一番十一号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(6)第七一一〇七号
 - (五) 免許年月日 平成二十九年二月十八日
- 二 処分年月日 令和四年二月九日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第七十九号

母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)

第十二条の規定に基づき、指定養育医療機関から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

名称の変更 所在地の変更 変更年
月日

変更前 変更後

東京女子 東京女子 荒川区西尾 足立区江北 令和四年
医科大学 医科大学 久二丁目一 四丁目三十 一月一日
東医療セ 附属足立 番十号 三番一号
ンター 医療セン
ター

●東京都告示第百八十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定に基づき、令和三年十二月二日付けをもって東京都内水面における第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により次のとおり公示する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

内共第二号

(一) 漁業権者の名称及び住所

秋川漁業協同組合

東京都あきる野市養沢千三百十一番地

(二) 漁業権の免許番号

内共第二号

(三) 変更後の規則施行年月日

令和三年十二月二日

(四) 変更の内容

次のとおり

内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

現行

第5条第1項下表

魚種別	漁法別		区域	遊漁期間
	手釣・竿釣	投網		
あゆ	手釣・竿釣	全域	多摩川、通称拜島堰堤より下流、拜島橋までの区域	組合が定め公示した日(解禁日)から12月31日まで
	投網	全域		
にじます	手釣・竿釣	赤井沢、三頭沢を除く全域		組合が定め公示した日(解禁日)から9月30日まで
	手釣・竿釣	全域		
やまめ	手釣・竿釣	全域		組合が定め公示した日(解禁日)から9月30日まで
	手釣・竿釣	全域		
こい	手釣・竿釣	全域		1月1日から12月31日まで
ふな	手釣・竿釣	全域		1月1日から12月31日まで
うぐい	手釣・竿釣	全域		1月1日から12月31日まで
おいかわ	手釣・竿釣	全域		1月1日から12月31日まで
うなぎ	手釣・竿釣	全域		1月1日から12月31日まで
かじか	手釣・竿釣	全域		7月1日から8月31日まで

変更後

第5条第1項下表

魚種別	漁法別		区域	遊漁期間
	手釣・竿釣	投網		
あゆ	手釣・竿釣	全域	多摩川、通称拜島堰堤より下流、拜島橋までの区域	組合が定め公示した日(解禁日)から12月31日まで (但し、乙津堰上流の本支流(特設釣場を除く。)、兼沢川(特設釣場より上流)盆堀川、深沢川、下新井橋上流の平井川(特設釣場を除く。)については9月30日まで。)
	投網	全域		
にじます	手釣・竿釣	赤井沢、三頭沢を除く全域		組合が定め公示した日(解禁日)から9月30日まで (但し、乙津堰上流の本支流(特設釣場を除く。)、兼沢川(特設釣場より上流)盆堀川、深沢川、下新井橋上流の平井川(特設釣場を除く。)については9月30日まで。)
	手釣・竿釣	全域		
やまめ	手釣・竿釣	全域		組合が定め公示した日(解禁日)から9月30日まで
	手釣・竿釣	全域		
こい	手釣・竿釣	全域		1月1日から12月31日まで(但し、乙津堰上流の本支流(特設釣場を除く。)、兼沢川(特設釣場より上流)盆堀川、深沢川、下新井橋上流の平井川(特設釣場を除く。)については9月30日まで。)
ふな	手釣・竿釣	全域		1月1日から12月31日まで(但し、乙津堰上流の本支流(特設釣場を除く。)、兼沢川(特設釣場より上流)盆堀川、深沢川、下新井橋上流の平井川(特設釣場を除く。)については9月30日まで。)
うぐい	手釣・竿釣	全域		1月1日から12月31日まで(但し、乙津堰上流の本支流(特設釣場を除く。)、兼沢川(特設釣場より上流)盆堀川、深沢川、下新井橋上流の平井川(特設釣場を除く。)については9月30日まで。)
おいかわ	手釣・竿釣	全域		1月1日から12月31日まで(但し、乙津堰上流の本支流(特設釣場を除く。)、兼沢川(特設釣場より上流)盆堀川、深沢川、下新井橋上流の平井川(特設釣場を除く。)については9月30日まで。)
うなぎ	手釣・竿釣	全域		1月1日から12月31日まで(但し、乙津堰上流の本支流(特設釣場を除く。)、兼沢川(特設釣場より上流)盆堀川、深沢川、下新井橋上流の平井川(特設釣場を除く。)については9月30日まで。)
かじか	手釣・竿釣	全域		7月1日から8月31日まで

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ジャパンハート

二 代表者の氏名

吉岡 春菜

三 主たる事務所の所在地

台東区寿一丁目五番十号 1510ビル三階

四 その他の事務所の所在地

佐賀県伊万里市東山代町東大久保千七百六十一番地一

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本アマチュア演奏家協会

二 代表者の氏名

林 英治、梶岡 肇、永田 雅夫

三 主たる事務所の所在地

新宿区歌舞伎町二丁目六番十六号 パレドール歌舞伎町第二二〇一号

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により自由が丘一丁目29番地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

自由が丘商店街振興組合 副理事長 岡田 一弥

二 住所

目黒区自由が丘一丁目二十九番十六号

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に

ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

(仮称) 豊洲四丁目店舗計画

二 店舗所在地

江東区豊洲四丁目三番二ほか

三 設置者名

株式会社ライフコーポレーション

四 意見

ア 聴取者

江東区長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

令和四年二月三日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和四年二月十八日から同年三月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出に

ついて

東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

令和四年二月十八日

東京都下水道局長 神山 守

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 月日 指定番号 商号又は 新事業所 旧事業所 名称 所在地 所在地

令和三 〇八二二 株式会社 中野区弥生 中野区中央

年十一

水研社

町一丁目三

四丁目四十

月四日

五四二二

株式会社

江戸川区鹿

四番十一号

同日九

ハットミ

骨二丁目十

骨一丁目六

十三番十八

日

四〇九一

トウネン

府中市新町

府中市天神

同月十

キ株式会社

一丁目三十

番地の十三

一番地の一

二日

同月二

株式会社

足立区一ツ

中央区日本

同月二

四九六二

株式会社

家三丁目二

橋筋敷町一

十五日

ユ一ワテ

番十六号

ユ一ワテッ

十一号 新

同月二

二九六六

有限会社

足立区日ノ

足立区日ノ

同月二

二九六六

源田水道

出町十番十

出町三十六

十六日

工業所

二番十号

番十号

同日二

二九六六

有限会社

足立区日ノ

足立区日ノ

同日二

二九六六

源田水道

出町十番十

出町三十六

同日二

二九六六

工業所

二番十号

番十号

二 代表者を変更した事業者

受理年 月日 指定番号 商号又は 名称 新代表者名 旧代表者名

令和三 年十一 月一日 三五一〇 ダイガン サービス 加藤 琢巳 柴崎 一

同月十 日 二六二三 日本建物 保全株式 伴田 貴 門脇 十一

同月十 日 〇〇〇一 斎久工業 株式会社 佐藤 政美 相京 智彦

同月二 日 一六七三 有限会社 林 裕太 林 成行

同月二 日 三三五五 有限会社 宮内 里穂 太田 義浩

十九日

水浩設備

東京都指定排水設備工事事業者の指定について
 東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

令和四年二月十八日

東京都下水道局長 神山 守

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五七八四	東栄建工株式会社	関口 徹	千代田区麴町二丁目十二番五号
五七八五	結工業株式会社	福田 寛美	町田市鶴間七丁目十一番一号 フレンドポート南町田
五七八六	クラシック工業株式会社	奥住 浩行	調布市佐須町三丁目十番地九
五七八七	株式会社 原嶋住設	原嶋 義治	東久留米市中央町五丁目二番三十七号
五七八八	株式会社 玄空調水道	榎本 玄	中野区松が丘二丁目十四番八号

二 指定年月日

令和三年十二月十五日

発行

東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

